

平成 25 年 4 月吉日

お客様各位

株式会社ミダック 営業部

## 1,4-ジオキサンを含む特別管理産業廃棄物の処理について

拝啓 陽春の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」が平成 25 年 1 月 18 日に閣議決定され、平成 25 年 6 月 1 日より、1,4-ジオキサンを一定濃度以上含む産業廃棄物が特別管理産業廃棄物となります。

これに伴い、現在お客様から搬入されている産業廃棄物中に当該物質が一定濃度以上含まれる場合には本改正に準じた運用が必要となります。つきましては、当該物質についての分析結果を予めご連絡いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

なお、弊社では、当該特別管理産業廃棄物の取り扱いが出来るよう、収集運搬業および富士宮事業所にて処分業の許可品目の追加取得に向けて、準備を進めております。取得の際には、改めてご案内させていただきます。

今後とも何卒ご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【参考】 環境省 報道発表資料より

廃棄物の種類		基準
指定下水汚泥関係 (規則第1条の2第5項関係)	指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外)	0.5mg/L以下
	指定下水汚泥を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	5mg/L以下
ばいじん関係 (規則第1条の2第8項関係)	ばいじん又はばいじんを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.5mg/L以下
	ばいじんを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	5mg/L以下
廃油関係 (規則第1条の2第10項関係)	廃油を処分するために処理したもの(廃油)	廃溶剤でないこと
	廃油を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	5mg/L以下
	廃油を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.5mg/L以下
汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第1条の2第11項関係)	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外)	0.5mg/L以下
	廃酸又は廃アルカリ若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ)	5mg/L以下

※ 廃油については、廃棄物処理法施行令において、廃溶剤（1,4-ジオキサンに限る。）と定められています。

<お問い合わせ先>

TEL : 053-471-9361 (代表)

もしくは担当営業までご連絡ください